

消費者と事業者の契約ルール 消費者契約法(I)

例えばこんな時、契約を取り消すことができます

誤認して契約してしまった場合

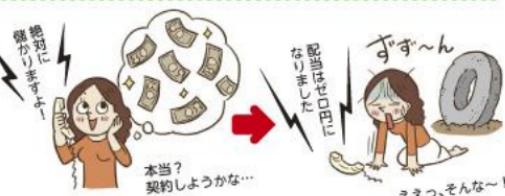
① 重要事項の不実告知

- 例 築5年といふ説明を受けて中古住宅を買ったのに、実は築10年だった。わかついたら買わなかつた。



② 断定的判断の提供

- 例 借金して契約しても10年後には必ず利益が出ると言われたので、一時払いの保険を契約した。しかし、予定の配当が出ないため、大きな損失になるのがわかつた。



③ 不利益事実の不告知

- 例 「眺望、日当たり良好」という説明を聞いて、マンションを買ったが、半年後に南隣にもマンションが建ち、眺望も日当たりも遮られた。販売業者は南隣の建築計画を知っていたのに何も言ってくれなかつた。



ポイント

取消ができるのは誤認に気がついた時から6ヶ月、契約の時から5年以内です。